

【自然災害・火災時における緊急時対応マニュアル】

I. 暴風・暴風雪・大雨・大雪警報・洪水(以下、警報)のいずれかが発令された場合

1. 午前11時00分の時点で警報が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。
学校が休みの日(土曜日、春季休暇、夏季休暇、冬季休暇)は、9時00分の時点で警報が発令されている場合は、当日の利用を中止とする。
2. ご利用中に警報が発令された場合、安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。
必要に応じてスタッフが送迎を行う。
3. 上記警報が発令されていなくても、ご利用前に以下の理由により送迎及び自力での通所が困難と判断される場合は、当日の利用を中止とする。
 - ①集中豪雨、雷雨、降雪等の悪天候
 - ②積雪、路面の凍結、道路の冠水等、劣悪な路面等の状況
 - ③その他、送迎及び自力での通所が困難と判断される状況
4. ご利用中に上記①～③の状況となった場合、またはそのような状況が予想される場合、危険がなくなり次第、また、危険な状況になる前に安全に配慮し、速やかに帰宅していただく。必要に応じてスタッフが送迎を行う。
5. 施設所在地に洪水の避難準備の発令が出た際は、避難情報等の情報収集、保護者等家族への連絡を行う。
6. 施設所在地に避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の発令、大雨特別警報(レベル5相当)の発表があった際には、安全面を確保しながら、「名古屋市立港楽小学校」へ避難を行う。

II. 地震・津波

1. 地震発生時には、落下物に備え、机の下に隠れる、安全姿勢をとり、後頭部を隠すなど指示を行う。

2. 揺れが落ち着いたら、利用者の怪我の確認、指導員が出口の確保、現場の安全性の確認、を行う。二次災害を防ぐため、ガスの元栓を閉める、電気のブレーカーを落とす。
3. 避難の必要性があると判断した場合、安全面に配慮しながら、「名古屋市立港楽小学校」へ避難を行う。避難時には、緊急避難バッグ、携帯電話を必ず携帯する。
4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合、津波情報等の情報収集、保護者等家族への連絡を行う。
5. 施設所在地に避難勧告、避難指示(緊急)が発令された際には、安全面を確保しながら、「名古屋市立港楽小学校」へ避難を行う。
6. 地震時の被害を抑えるため、普段より重量のあるものを頭より高い場所への配置にしない。収納扉等のロック、家具の転倒防止のための固定を行う。

Ⅲ. 火災

1. 火災発生状況

①発見した場合

協力を仰ぐ⇒「初期消火」、「119番通報等連絡係」、「避難誘導班」の3班を指示する。
指示を行うのは管理者とする。管理者不在の時は、事前に決定してある職員、もしくは発見者が行う。

②火災報知器が反応した場合

管理者の指示(管理者不在の際は上記同様)で、受信盤で発報ヶ所を確認。火元を確認へ行く。現座確認した後は①と同様。

2. 初期消火に関して

①初期消火(消火器・濡れ雑巾など)

消火器の設置場所は、わくわくキッズは

わくわくステップは、入口扉横

②天井まで火が届いている時は、消化をあきらめ避難を優先する。

③状況によって延焼を防ぐため、扉や窓を閉めて避難する。

3. 119番通報等連絡係

①119番へ通報を行う

住所・連絡先は以下の通り

【わくわくキッズ】

- ・事業所名 : わくわくキッズ
- ・所在地 : 名古屋市港楽2-10-24
- ・連絡先 : (052)653-2911

【わくわくステップ】

- ・事業所名 : わくわくステップ
- ・所在地 : 名古屋市港栄4-13-1
- ・連絡先 : (052)387-8553

②上司、関係事業所へ連絡し協力要請を行う。

4. 避難誘導班

- ①火元を確認し、最も安全な避難経路を用いて避難を行う。
- ②避難場所は、わくわくキッズ、わくわくステップそれぞれの火災が起こってない箇所とする。
自然災害時など広範囲な火災が予想される場合、「名古屋市立港楽小学校」へ避難する。
- ③その日の利用者を確認し、確実に避難が行われているかを確認する。
- ④避難完了したら、管理者、初期消火班、連絡係に報告を行う。
- ⑤利用者の保護者等家族へ連絡を行う。

5. その他

消防到着後は、消防士の指示に従う。

IV. 共通事項

1. 各種災害に関する情報入手・連携体制について

- ①情報収集の方法は、テレビ、インターネット、電子メール(きずなネット)、SNS等を用いる。
- ②災害発生時、連絡が繋がりにくい際は、災害ナビダイヤル「177」を使用する。
その際の連絡先は各緊急時連絡先に行う。
- ③避難場所の概要
避難場所 : 名古屋市立港楽小学校
所在地 : 名古屋市港区港楽2-3-36
- ④避難訓練は事業所単位で年に2回以上実施。
- ⑤防災訓練は各事業所単位で月に1回以上、職員間、または活動として実施。
- ⑥各事業所所在地は土砂災害警戒地区には該当しない。